

上場株式等に係る配当所得等について所得税と異なる課税方式を選択される方へ

● 制度の概要

平成 29 年度税制改正で、特定配当等に係る所得および特定株式等譲渡所得（以下、「上場株式等に係る配当所得等」といいます）について、市民税・県民税の納税通知書が送達される時までに市民税・県民税の申告書をご提出いただくことで、所得税と異なる課税方式を選択できることが明確化されました。（例：所得税は申告分離課税、市民税・県民税は申告不要等）なお、令和 4 年度税制改正により、上場株式等に係る配当所得等について、所得税と異なる課税方式を選択できるのは令和 5 年度分の市民税・県民税までとされました。令和 6 年度分の市民税・県民税からは、上場株式等に係る配当所得等について、所得税と市民税・県民税の課税方式を一致させることとされました。

概要表

所得の種類		選択できる課税方式		
特定配当等に係る所得	配当所得* ¹	総合課税	申告分離課税	申告不要制度
	利子所得* ²	—	申告分離課税	申告不要制度
特定株式等譲渡所得	上場株式等の譲渡所得等 (源泉徴収ありの特定口座内のもの)	—	申告分離課税	申告不要制度

※1 配当所得とは、上場株式の配当、公募株式投資信託の収益の分配などをいいます。

※2 利子所得とは、特定公社債の利子、公募公社債投資信託の収益の分配などをいいます。

● 必要な手続き

市民税・県民税の納税通知書が送達される時までに市民税・県民税の申告書の提出が必要です。申告の際は下記のものを郵送またはご持参ください。

- マイナンバーカード（お持ちでない場合はマイナンバーの確認と身元確認ができるものの組み合わせ）
- 申告書（本人または同一世帯の親族以外の方が申告する場合は委任状も必要）と確定申告書の本人控
- 特定配当等に係る所得の申告の場合→配当の支払通知書や特定口座年間取引報告書など（コピー可）
- 特定株式等譲渡所得の申告の場合→特定口座年間取引報告書や確定申告書付表など（コピー可）

● ご注意

- 所得税と市民税・県民税において異なる課税方式を選択する場合は、市民税・県民税の納税通知書が送達される時までに所得税と異なる課税方式を選択するための市民税・県民税の申告を行うことが必要です。
- 市民税・県民税において、上場株式等に係る配当所得等を申告した場合、ひとり親・寡婦、勤労学生、扶養控除や配偶者（特別）控除の判定、非課税判定や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の算定の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれますのでご注意ください。詳しくは各窓口でご相談ください。
- 所得税と異なる課税方式を選択した方で、上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額を翌年度以降に繰り越す場合は、市民税・県民税の納税通知書が送達される時までに、市民税・県民税の申告書と併せて「上場株式等の譲渡損失明細書」や「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」の提出が必要です。
- 所得税と市民税・県民税において、異なる課税方式の選択が可能となる所得は、上場株式等に係る配当所得等のみとなります。
- 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡による所得又はその源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る配当所得等を申告するかどうかは口座ごとに選択できます。
- 源泉徴収口座における上場株式等を譲渡したことにより生じた損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る配当所得等も併せて申告しなければなりません。

課税方式、申告した場合の各種控除の適用や影響等のまとめは裏面をご覧ください。

●上場株式等に係る配当所得等の課税方式等

上場株式等に係る配当所得等の課税方式や、申告した場合の各種控除の適用や影響等についてまとめると以下ようになります。

○表 1 特定配当等に係る所得の課税方式等

特定配当等に係る所得		課税方式		
		申告不要	申告分離課税	総合課税※1
申告した場合の税率	所得税及び復興特別所得税	—	15.315%	累進課税
	市民税・県民税	—	5% { 市民税 3% 県民税 2%	10% { 市民税 6% 県民税 4%
上場株式等の譲渡損失との損益通算		—※2	できる	できない
事業所得や不動産所得に係る損失との損益通算		—	できない	できる
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等への影響の可能性		—	あり	あり
配偶者（特別）・扶養控除等への影響の可能性		—	あり	あり
配当割額控除額の適用		—	あり	あり
配当控除の適用		—	なし	あり

※1 特定公社債等に係る利子所得等は、総合課税を選択することはできません。

※2 同一の源泉徴収口座内の上場株式等の配当等と上場株式等の譲渡損失は、その源泉徴収口座内で損益通算されています。

○表 2 特定株式等譲渡所得の課税方式等

特定株式等譲渡所得		課税方式	
		申告不要	申告分離課税
申告した場合の税率	所得税及び復興特別所得税	—	15.315%
	市民税・県民税	—	5% { 市民税 3% 県民税 2%
他の株式等の譲渡損失との損益通算		—	できる※1
申告分離課税を選択した上場株式等の配当等に係る配当所得等との損益通算		—	できる
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等への影響の可能性		—	あり
配偶者（特別）・扶養控除等への影響の可能性		—	あり
株式等譲渡所得割額控除額の適用		—	あり

※1 平成 29 年度より、上場株式等に係る譲渡損益の金額と一般株式等に係る譲渡損益の金額との損益通算はできないこととされました。

●その他注意点や申告書の記入例等、より詳しい内容は HP (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/41141.htm>) をご覧ください。

お問い合わせ先 豊橋市役所 財務部市民税課 電話 0532-51-2200～2207